

坂井市行政改革推進協議会の設置目的と役割

1. 設置目的

限られた財源の中で効率的・効果的に行政運営を行なうため、平成19年3月に行政改革大綱を策定し、実施計画である「100の改革」に基づき平成23年度までの5年間の取り組みにより、58億6,900万円の財政効果が得られました。

平成24年度からは、引き続き第二次坂井市行政改革大綱に基づく新たな実施計画に取り組み、平成25年度末の時点で6億7,900万円の財政効果を達成しております。今後の行政改革推進にあたり、市民協働が注目を集める中、市民の目線による意見をいただくことが重要となることから、引き続き第五期の坂井市行政改革推進協議会を設置いたしました。

2. 役割

(1) 第二次坂井市行政改革大綱に基づく実施計画の検証と進捗管理

平成24年3月に策定された第二次坂井市行政改革大綱を基に実施計画を取りまとめ、平成24年度から平成28年度までの5年間の期間と定めて取り組みを進める中、行政改革推進協議会において改革状況の検証と進捗管理をお願いして参りました。今期においても引き続き、委員の皆様の意見を頂きながら、毎年度内容を検証し、抽象的な事業は具体化しながら進めていきたいと考えています。

【第二次坂井市行政改革大綱】

第二次坂井市行政改革大綱では、次の2点を基本方針に4つの基本項目と8つの重点項目を定めました。

[基本方針]

- ・ 上質な行政サービスの提供で市民満足度向上を目指します。
- ・ 経営感覚を意識した、効率的で効果的な行政経営を目指します。

【第二次坂井市行政改革大綱 実施計画】

「100の改革」で達成できなかった項目や「公共施設マネジメント白書」による公共施設の方向性を盛り込みながら119項目の実施事業を取りまとめました。市民ニーズに柔軟に対応出来るよう、事業を追加・修正しながら進めていきます。

○ 坂井市行政改革推進協議会設置要綱

平成18年6月23日

告示第237号

改正 平成19年3月30日告示第71号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、坂井市行政改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、坂井市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は学識経験者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、行政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定めることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第71号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。